

四半期報告書

(第58期第1四半期)

自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日

株式会社ウッドワン

広島県廿日市市木材港南1番1号

(E00630)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

8

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	24
(5) 大株主の状況	24
(6) 議決権の状況	25

2 株価の推移

25

3 役員の状況

26

第5 経理の状況

27

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	28
(2) 四半期連結損益計算書	30
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	31

2 その他

39

第二部 提出会社の保証会社等の情報

40

[四半期レビュー報告書]	巻末
--------------	----

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月11日
【四半期会計期間】	第58期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 今田 裕志
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 今田 裕志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第58期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第57期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	19,521	15,173	74,717
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△320	963	411
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 (△)(百万円)	△551	2,624	△11,121
純資産額(百万円)	38,363	22,986	17,403
総資産額(百万円)	126,887	106,906	106,971
1株当たり純資産額(円)	778.13	488.43	369.37
1株当たり四半期純利益又は四半期(当 期)純損失金額(△)(円)	△11.81	56.22	△238.19
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	28.64	21.33	16.12
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	369	709	5,987
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△2,231	△1,401	△3,356
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,874	△256	△2,901
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(百万円)	4,326	3,329	4,362
従業員数(人)	4,209	3,858	3,929

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第57期及び第57期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していない。

4. 第58期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当社グループは当社及び子会社19社から構成されており、住宅建材及び住宅設備機器の製造及び販売を主たる事業としている。

当第1四半期連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更している。変更の内容については、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりである。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	3,858
---------	-------

(注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員である。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いている。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	1,702
---------	-------

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員である。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いている。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を品目ごとに示すと、次のとおりである。

なお、当第1四半期連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、事業の種類別セグメントごとの記載はない。前年同四半期比較にあたっては前第1四半期連結会計期間を変更後の品目別区分に組み替えて行っている。

品目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
合板床板 (百万円)	1,605	△23.9
造作材 (百万円)	3,887	△19.6
その他建材 (百万円)	4,134	△13.2
住宅設備機器 (百万円)	972	△63.2
合計 (百万円)	10,599	△26.1

- (注) 1. 金額は製造原価により表示している。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当社グループの生産は見込み生産を主体とし一部受注生産を行っているが、その比率は僅少であるため、記載を省略している。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を品目ごとに示すと、次のとおりである。

なお、当第1四半期連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、事業の種類別セグメントごとの記載はない。前年同四半期比較にあたっては前第1四半期連結会計期間を変更後の品目別区分に組み替えて行っている。

品目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
合板床板 (百万円)	2,208	△20.0
造作材 (百万円)	7,141	△13.8
その他建材 (百万円)	3,618	△22.6
住宅設備機器 (百万円)	2,204	△41.9
合計 (百万円)	15,173	△22.3

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	販売高 (百万円)	割合 (%)	販売高 (百万円)	割合 (%)
住友林業㈱	2,317	11.9	1,927	12.7
三井住商建材㈱	2,177	11.2	1,765	11.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、昨年からの世界的な景気の後退の影響を受け、企業収益の大幅な悪化、雇用と所得環境の悪化などに伴い、個人消費の不振が続いている。

一部では回復の兆しが見え始めたものの住宅業界においては、新設住宅着工戸数が前年度を下回り、景気回復の減速感も加わり厳しい状況が続いている。

このような厳しい環境下、当社グループは、木質建材から住宅設備機器までの窓口を一本化したお客様への利便性とサービスの向上のために、昨年度までの住宅建材事業及び住宅設備機器事業を当第1四半期連結会計期間より統合して住宅建材設備事業とした。

昨年度において全国44箇所のショールームを、従来の単品商品の展示から、ウッドワンブランドのキッチン・バス・洗面化粧台を内装建材とともに新たに組み込んだトータルコーディネート提案に適した空間にリニューアルした。当第1四半期連結会計期間は、昨年度までの新商品を船に展示して各地をめぐる船上フェアに代えて、リニューアルした各ショールームを活用した「ウッドワンフェア2009」を開催した。昨年度発表したトータルスタイリングキッチン「スージー」をはじめ「コンビットモノ4尺」や無垢フローリング「ジュピーノうづくり」、「新柄建具」の主力製品などは、お客様の好評を得ている。また、平成21年6月より、図面から立体画像でインテリアの空間を再現できる3Dプランニングソフトである「ワンズプランナー」を全ショールームに導入し、来場された施主様から好評を得ており、今後のショールームへの来客数の増加が期待される。ショールーム戦略を中心とする新商品の投入と住宅建材事業と住宅設備機器事業の販売の統合によるシナジー効果は、第2四半期連結会計期間以降の業績向上として現れるものと思われる。

更に業務の効率化、コスト削減に努めているが、当第1四半期連結会計期間の業績は「コンビットモノ4尺」や無垢フローリング「ジュピーノうづくり」などの床材新製品は好調であったものの、新設住宅着工戸数の減少や景気の低迷等による販売数量の減少や販売価格の下落等から厳しいものとなっている。

その結果、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は、15,173百万円（前年同四半期比22.3%減）、営業損失427百万円（前年同四半期は営業損失39百万円）、経常利益963百万円（前年同四半期は経常損失320百万円）、四半期純利益2,624百万円（前年同四半期は四半期純損失551百万円）となった。なお、為替の変動などにより発生した未決済為替予約取引評価益や外貨建借入金の為替評価差益を為替差益として営業外収益に1,699百万円、特別利益に2,333百万円計上した。

品目別の販売実績は次のとおりである。なお、事業の種類別セグメント情報は作成していない。

① 合板床板

売上高は、2,208百万円と前年同四半期と比べ553百万円（△20.0%）の減収となった。コンビットモノ4尺や傷のつきにくい加工を施した高機能の床材などの販売は、前年同四半期に比べ増加しているが、主に普及タイプの床材の販売が低迷し、前年同四半期に比べ減収となった。

② 造作材

売上高は、7,141百万円と前年同四半期と比べ1,147百万円（△13.8%）の減収となった。無垢を基調とし自然塗料で仕上げたジュピーノシリーズの拡販に努めたが、その他の階段・ドア・収納などの造作の販売数量の減少や販売価格の下落等、厳しい結果となり前年同四半期に比べ減収となった。

③ その他建材

売上高は、3,618百万円と前年同四半期と比べ1,058百万円（△22.6%）の減収となった。主に国内において、木軸・構造材、床版等が減収となった。

④ 住宅設備機器

売上高は、2,204百万円と前年同四半期と比べ1,588百万円(△41.9%)の減収となった。国内市場では、昨年度発売した木質建材とのコラボレーションによる新製品として内装ドア「ソフトアート」シリーズやキッチン「スイージー」シリーズとコーディネートが可能な洗面化粧台や浴室内部の壁パネル色を木質柄にできるシステムバス「美湯」シリーズを中心に販売し好評であったが、既存品の減少により住宅設備機器全体としての売上高は減少した。米国市場では、昨年度に引続き金融不安の影響により、新設住宅着工戸数が伸び悩み厳しい結果となり前年同四半期と比べ減収となった。

所在地別セグメントの業績はセグメント間の内部取引を含めて次のとおりである。

① 日本

売上高は、13,076百万円と前年同四半期と比べ3,006百万円(△18.7%)の減収、営業損失は244百万円(前年同四半期は営業損失528百万円)となった。

② 米国

売上高は、850百万円と前年同四半期と比べ1,190百万円(△58.3%)の減収、営業損失は43百万円(前年同四半期は営業利益169百万円)となった。

③ ニュージーランド

売上高は、2,681百万円と前年同四半期と比べ774百万円(△22.4%)の減収、営業損失は61百万円(前年同四半期は営業利益172百万円)となった。

④ 中華人民共和国

売上高は、893百万円と前年同四半期と比べ366百万円(△29.1%)の減収、営業利益は56百万円(前年同四半期は営業損失7百万円)となった。

⑤ その他の地域

売上高は、729百万円と前年同四半期と比べ353百万円(△32.6%)の減収、営業損失は1百万円(前年同四半期は営業損失6百万円)となった。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ、資産が65百万円減少し、負債が5,649百万円減少し、純資産が5,583百万円増加している。主な内訳として、資産は、売上減少による売上債権が964百万円減少し、在庫圧縮によるたな卸資産が1,204百万円減少し、主に為替換算の影響により立木が2,313百万円増加している。負債は、支払手形及び買掛金が1,689百万円減少し、流動負債のその他に含まれる為替予約が3,861百万円減少している。純資産は、為替評価益により利益剰余金が2,414百万円増加し、繰延ヘッジ損益が1,963百万円増加している。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローについては、営業活動により709百万円増加、投資活動により1,401百万円減少、財務活動により256百万円減少した。この結果、現金及び現金同等物は1,032百万円の減少となり、期末残高は3,329百万円(前年同四半期比23.0%減)となった。

営業活動により得られた資金は、709百万円となり、前年同四半期に比べ340百万円増加となった。収入の主な内訳は、減価償却費1,001百万円と売上債権の減少1,559百万円、たな卸資産の減少1,530百万円であり、支出の主な内訳は仕入債務の減少1,758百万円によるものである。

投資活動により使用した資金は、1,401百万円となった。主な投資内容は国債等の有価証券の購入799百万円と国内及びニュージーランド子会社等における設備投資及び山林の投資等に408百万円支出したものである。

財務活動により減少した資金は、256百万円となった。主に銀行借入の返済によるものである。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間における当社グループの対処すべき課題については重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考える。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするものであったり、株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられる。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えている。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えている。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施している。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開している。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題である。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為である。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきた。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえる。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきた。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面したが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきた。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(Ⅰ)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、(Ⅱ)貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(Ⅲ)国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、(Ⅳ)高齢化社会とともに、バリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、(Ⅴ)中華人民共和国の発展に伴う住宅需要増加を見込み、中華人民共和国も含めた日本以外での海外販売の拡大、ブランド力ある商品の製造・販売に努めていく。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針である。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用している。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っている。

また、当社取締役会は、平成21年6月30日現在9名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催している。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催している。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行している。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入している。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進している。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化する。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けている。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はない。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いている。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っている。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定している。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成20年6月27日開催の株主総会において第二回信託型買収防衛策（以下「信託型防衛策」）と第三回事前警告型買収防衛策（以下「事前警告型防衛策」）の導入について承認を得ている。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型防衛策が選択されるが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがある。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはない。

なお信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては、当社のホームページ（http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20080527_baisyubouei.pdf）のIR情報に掲載している平成20年5月27日付「第二回信託型買収防衛策及び第三回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができる。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、71百万円である。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

住宅業界は、第2四半期連結会計期間も引き続き厳しい状況が続くものと思われる。当社グループにおいては、第1四半期会計期間に引き続き全国44箇所のショールームを活用した商談会や立体画像で住居空間を体験できる3Dプランニングソフトである「ワズプランナー」を活用して来客数の増加を目指す。また、トータルスタイリングキッチン「スイージィー」をはじめ「コンビットモノ4尺」や無垢フローリング「ジュピーノうづくり」、「新柄建具」の主力製品を中心とした販売と更なる業務の効率化、コスト削減に努める。昨年度からの新商品の投入と営業部門の統合によるシナジー効果及びショールームを活用したウッドワンフェアの効果は第2四半期連結会計期間以降の業績向上として現れるものと思われる。

また、第1四半期連結会計期間において国土交通省による平成21年度第1回長期優良住宅先導的モデル事業として、当社プロジェクトである『地域工務店元気倍増プログラム』Wood Alive System200が採択された。更に、第2四半期連結会計期間において「長期優良住宅」の認定取得サポートおよび「長期優良住宅普及促進事業」で補助助成金を受けるための地域工務店へのサポートを開始した。今後、長期優良住宅のサポート事業が当社の強みとして現れるものと思われる。

なお、昨年度において森林管理協議会（FSC）の森林管理（FM）認証を取得したニュージーランド子会社に続いて、最終商品に認証材であること表示するために必要な国内外の工場での加工流通過程の管理（CoC）認証取得に関しては、平成22年3月を目処に順調に進捗している。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	57個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	57,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 740円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはない。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	123個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	123,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 910円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはない。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	135個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	135,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,020円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはない。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	458個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	458,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 855円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはない。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	500個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 843円(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはない。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡及び質入れは認めない。
各新株予約権の一部行使はできない。
退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
4. 組織再編行為時の取扱
- ①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。
- ②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。
- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。
- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成20年7月1日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成27年6月30日)までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成19年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	395個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	395,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 633円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日～平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 633円 資本組入額 317円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

4. 組織再編行為時の取扱

①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の割合}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成20年7月1日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成27年6月30日)までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成20年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	300個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 294円(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年5月15日～平成29年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 294円 資本組入額 147円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

4. 組織再編行為時の取扱

①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の割合}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成23年5月15日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成29年6月30日)までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成20年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	110,000,000個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

2. 権利行使の始期は(注)3(1)で定める行使条件が成就した日から2ヶ月が経過する日とし、終期は平成23年9月30日または当該成就日から3ヶ月が経過する日の何れか早い日である。

3. (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。)の買付け等(同項に定義される。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定大量保有者、ならびに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社
- ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)
- ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
- ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)
- ⑥ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
- ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社

- ⑧ その者が当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者
なお、(注)3(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。
- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) (注)3(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとする。
- ① 特定大量保有者
 - ② 特定大量保有者の共同保有者
 - ③ 特定大量買付者
 - ④ 特定大量買付者の特別関係者
 - ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
 - ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。)をいう。)
 - ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
 - ⑧ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限る。)

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数	110,000,000個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
取得条項に関する事項	(注)4
信託の設定の状況	(注)5
代用払込みに関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株である。
2. 行使期間の始期は、(注)3で定める行使条件が成就した日から2ヶ月間が経過する日とし、終期は平成23年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日である。
3. (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。)の買付け等(同項に定義される。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。
- 但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。
- また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。
- ① 当社
 - ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)
 - ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
 - ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
 - ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)
 - ⑥ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
 - ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社

- ⑧ その者が当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者
 なお、(注)3(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。
- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) (注)3(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、「非適格者」という。)は新株予約権を行使できないものとする。
- ① 特定大量保有者
 - ② 特定大量保有者の共同保有者
 - ③ 特定大量買付者
 - ④ 特定大量買付者の特別関係者
 - ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
 - ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。)をいう。)
 - ⑦ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
 - ⑧ 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限る。)

4. 取得条項に関する事項

- (1) 当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、本新株予約権のうち上記3(3)に定める者の新株予約権を除いた本新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、次のとおり対象株式数の調整を行う。なお、1株未満の端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後対象} & = & \text{調整前対象} & \times & \text{株式分割又は} \\ \text{株式数} & & \text{株式数} & & \text{株式併合の比率} \end{array}$$

- (2) 上記(1)に基づき当社により取得されなかった本新株予約権のうち、上記3(3)に定める非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(1)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。
- (3) 当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日(以下「取得日」という。)において、本新株予約権のうち上記3(3)に定める非適格者が保有する新株予約権の全部又は一部(当社取締役会が別に定めるところによる。)を取得することができる。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり以下の金銭を交付する。
- 取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を平均した額(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)
- (4) 上記(1)から(3)までに拘わらず、当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- ア. 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合
 - イ. 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合
 - ウ. 上記ア.及びイ.のほか、取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

5 信託の設定の状況

委託者	一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受益者	第一受益者は、行使条件の成就日直後の基準日現在の発行会社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主とする。 なお基準日とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項各号の日又は同条第8項に基づき総株主通知が行われる日とする。
信託契約締結日	平成20年7月10日
信託契約の期間	平成20年7月10日から平成23年9月30日又は行使条件の成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日までとする。
信託目的	受託者が信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、行使条件が成就した場合に第一受益者に新株予約権を交付することを目的とする。
信託財産	新株予約権110,000,000個及び金銭
信託財産の交付理由	本新株予約権募集事項に定める行使条件が成就し、かつ新株予約権の受益者への交付につき当社取締役会による承認決議が行われたこと。
信託財産の交付	原則として、第一受益者が保有する当社株式1株当たり新株予約権2個を交付するが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがある。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	当社及び委託者宛
最終計算承認	当社及び委託者

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	－	49,209,846	－	7,324	－	7,815

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,529,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 46,345,000	46,345	同上
単元未満株式	普通株式 335,846	—	—
発行済株式総数	49,209,846	—	—
総株主の議決権	—	46,345	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式739株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1-1	2,529,000	—	2,529,000	5.14
計	—	2,529,000	—	2,529,000	5.14

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高 (円)	288	314	329
最低 (円)	248	251	271

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりである。

役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長 (営業本部本部長)	代表取締役社長 —	中本 祐昌	平成21年7月10日
専務取締役 —	専務取締役 (営業本部本部長)	栗城 孝司	平成21年7月10日
常務取締役 (営業本部副本部長)	常務取締役 (西日本営業本部本部長)	岩井 茂樹	平成21年7月10日
取締役 (営業本部 部長) 住宅設備機器担当	取締役 (東日本営業本部本部長 兼 開発営業部長)	山口 忠一	平成21年7月10日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、西日本監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,329	4,362
受取手形及び売掛金	9,369	10,334
商品及び製品	6,140	6,555
仕掛品	2,905	2,846
原材料及び貯蔵品	9,572	10,422
その他	3,076	1,252
貸倒引当金	△142	△131
流動資産合計	34,252	35,641
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 11,231	※1 11,002
機械装置及び運搬具（純額）	※1 11,453	※1 10,900
立木（純額）	※1 19,907	※1 17,594
その他（純額）	※1 14,028	※1 13,839
有形固定資産合計	56,621	53,336
無形固定資産	549	555
投資その他の資産	※2 15,483	※2 17,437
固定資産合計	72,653	71,330
資産合計	106,906	106,971
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,021	6,710
短期借入金	30,564	29,404
1年内償還予定の社債	3,000	3,000
未払法人税等	52	122
引当金	871	588
その他	10,961	14,864
流動負債合計	50,470	54,691
固定負債		
社債	12,000	12,000
長期借入金	19,350	20,621
引当金	902	873
その他	1,196	1,382
固定負債合計	33,448	34,877
負債合計	83,919	89,568

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,816	7,816
利益剰余金	12,046	9,632
自己株式	△2,127	△2,126
株主資本合計	25,060	22,646
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△55	△207
繰延ヘッジ損益	△2,310	△4,274
為替換算調整勘定	105	△921
評価・換算差額等合計	△2,260	△5,403
新株予約権	169	160
少数株主持分	16	0
純資産合計	22,986	17,403
負債純資産合計	106,906	106,971

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	19,521	15,173
売上原価	13,373	10,730
売上総利益	6,148	4,442
販売費及び一般管理費	※ 6,187	※ 4,869
営業損失(△)	△39	△427
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	31	18
為替差益	—	1,702
その他	152	120
営業外収益合計	191	1,848
営業外費用		
支払利息	312	264
売上割引	134	107
その他	24	85
営業外費用合計	472	457
経常利益又は経常損失(△)	△320	963
特別利益		
固定資産売却益	15	1
為替差益	1,019	2,333
その他	238	27
特別利益合計	1,274	2,362
特別損失		
固定資産売却損	—	11
固定資産除却損	1	3
投資有価証券売却損	11	—
子会社株式売却損	1,115	—
その他	57	10
特別損失合計	1,186	24
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△232	3,301
法人税、住民税及び事業税	104	7
法人税等調整額	83	1,195
法人税等合計	187	1,203
少数株主利益又は少数株主損失(△)	131	△526
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△551	2,624

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△232	3,301
減価償却費	1,196	1,001
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△26	14
受取利息及び受取配当金	△38	△24
支払利息	312	264
為替差損益(△は益)	△862	△3,975
有形固定資産売却損益(△は益)	△14	12
子会社株式売却損益(△は益)	1,115	—
投資有価証券売却損益(△は益)	12	—
投資有価証券評価損益(△は益)	56	—
売上債権の増減額(△は増加)	△277	1,559
たな卸資産の増減額(△は増加)	393	1,530
仕入債務の増減額(△は減少)	184	△1,758
その他	△1,042	△786
小計	778	1,138
利息及び配当金の受取額	43	26
利息の支払額	△365	△382
法人税等の支払額	△86	△73
営業活動によるキャッシュ・フロー	369	709
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△799
有形固定資産の取得による支出	△546	△408
有形固定資産の売却による収入	16	15
投資有価証券の取得による支出	△1	0
投資有価証券の売却による収入	641	—
子会社株式の取得による支出	△2,999	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	660	—
その他	△2	△208
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,231	△1,401
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	2,951	891
長期借入れによる収入	1,927	1,951
長期借入金の返済による支出	△2,752	△2,910
自己株式の取得による支出	△2	0
配当金の支払額	△238	△178
その他	△9	△9
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,874	△256
現金及び現金同等物に係る換算差額	75	△85
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	87	△1,032
現金及び現金同等物の期首残高	4,238	4,362
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 4,326	※ 3,329

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
該当事項なし。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
該当事項なし。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「為替差益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記している。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「為替差益」は8百万円である。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっている。
経過勘定項目の算定方法	固定費的な要素が大きく、予算と実績の差異が僅少のものについては、合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっている。
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。
未実現損益の消去	四半期連結会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算している。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
該当事項なし。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、60,412百万円である。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、57,944百万円である。
※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 59百万円	※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 58百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりである。	※ 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりである。
運送費 1,212 百万円	運送費 933 百万円
広告宣伝費 597	広告宣伝費 259
給料手当 1,300	給料手当 1,155
賞与引当金繰入額 242	賞与引当金繰入額 230
賃借料 481	賃借料 450

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (百万円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (百万円)
現金及び預金勘定 4,326	現金及び預金勘定 3,329
現金及び現金同等物 4,326	現金及び現金同等物 3,329

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	49,209

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	2,529

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の 目的となる株式の数 (千株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	第二回信託型新株予約権	普通株式	110,000	—
	平成18年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	117
	平成19年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	51
	平成20年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	1
合計			110,000	169

(注) 1. 第二回信託型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行している。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していない。

2. 平成19年及び平成20年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	210	4.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	15,728	3,793	19,521	—	19,521
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7	—	7	(7)	—
計	15,735	3,793	19,528	(7)	19,521
営業利益又は営業損失(△)	85	△125	△39	—	△39

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度より、「住宅建材事業」と「住宅設備機器事業」の事業セグメントを統合して、「住宅建材設備事業」とする。単一事業区分としたことにより、該当事項はない。

(事業区分の方法の変更)

「住宅建材事業」と「住宅設備機器事業」のシナジー効果の実現を目指していくという事業方針の下、営業所・物流拠点の統廃合、木質建材と住宅設備機器のコーディネートを可能にする新商品の開発、営業組織の統合などを行った。その結果、当第1四半期連結会計期間において製品の一貫した販売体制及び生産体制が整ったと言える。

また、住宅業界における経済的特徴と販売する市場又は顧客の種類は概ね類似しているため、従来区分表示していた「住宅建材事業」及び「住宅設備機器事業」は、区分して表示すべき重要性が低下したため、当第1四半期連結会計期間より事業区分を廃止している。これにより、当社グループは、「住宅建材設備事業」のみの単一事業区分とする。

なお、従来の事業区分によった場合の事業の種類別セグメントは下記のとおりである。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	12,969	2,203	15,173	—	15,173
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	29	—	29	(29)	—
計	12,999	2,203	15,202	(29)	15,173
営業損失(△)	△94	△332	△427	—	△427

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージー ランド (百万円)	中華人民 共和国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	16,071	2,041	1,378	21	9	19,521	—	19,521
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	11	—	2,077	1,238	1,073	4,401	(4,401)	—
計	16,083	2,041	3,455	1,260	1,083	23,923	(4,401)	19,521
営業利益又は 営業損失(△)	△528	169	172	△7	△6	△201	161	△39

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージー ランド (百万円)	中華人民 共和国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	13,070	850	1,238	9	4	15,173	—	15,173
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6	—	1,442	883	725	3,058	(3,058)	—
計	13,076	850	2,681	893	729	18,231	(3,058)	15,173
営業利益又は 営業損失(△)	△244	△43	△61	56	△1	△294	(132)	△427

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分している。
2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりである。
その他の地域……フィリピン共和国、マレーシア

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	米国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	2,041	1,356	3,397
II 連結売上高（百万円）	—	—	19,521
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.5	6.9	17.4

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	米国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	849	1,245	2,095
II 連結売上高（百万円）	—	—	15,173
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	5.6	8.2	13.8

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分している。
2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
その他の地域……ニュージーランド、中華人民共和国
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載していない。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益
通貨関連

種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
為替予約取引等				
買建 USD買・日本円売	6,194	5,725	△2,042	△2,042
売建 日本円売・NZD買	8,123	6,613	1,699	1,699
合計	14,317	12,338	△343	△343

(注) 1. 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、除いている。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 9百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 300,000株
付与日	平成21年5月14日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成21年5月14日から平成23年5月14日まで
権利行使期間	平成23年5月15日から平成29年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。
権利行使価格(円)	294
付与日における公正な評価単価(円)	66

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 488.43円	1株当たり純資産額 369.37円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	22,986	17,403
普通株式に係る純資産額(百万円)	22,800	17,242
差額の主な内訳(百万円)		
(うち新株予約権)	(169)	(160)
(うち少数株主持分)	(16)	(0)
普通株式の発行済株式数(株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	2,529,739	2,528,071
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の 数(株)	46,680,107	46,681,775

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△) △11.81円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。	1株当たり四半期純利益金額 56.22円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△551	2,624
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△)(百万円)	△551	2,624
期中平均株式数(株)	46,700,689	46,680,505
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日)

該当事項なし。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っているが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していない。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 金本善行

代表社員
業務執行社員 公認会計士 梶田 滋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 金 本 善 行

代表社員
業務執行社員 公認会計士 梶 田 滋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

